

生活対策

子育て応援特別手当！

多子世帯の幼児教育期における子育ての負担に配慮する観点から、対象となる世帯に子育て応援特別手当が支給されます。

対象

平成20年度において小学校就学前3年間に属する子ども（平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれ）であつて、第2子以降の子どもが対象。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども（平成2年4月2日生まれ以降の子ども）の中から年齢順に第1子、第2子と数えます。
※外国人は、外国人登録がされている方で、正規在留者に限りません。（短期滞在の在留資格を除く）

支給額

対象となる子ども1人あたり3万6000円を支給

支給先

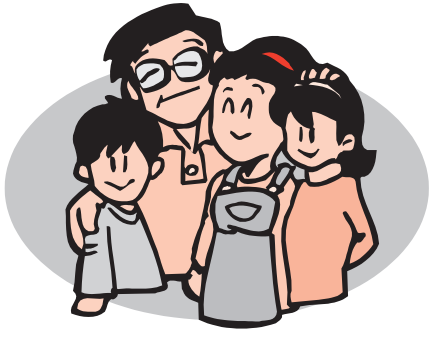
対象となる子どもが属する世帯の世帯主に支給します。

支給方法

世帯主等からの申請により、原則金融機関等への口座振込により支給します。
※該当する方には、後日申請書を送付します。

支給の基準

平成21年2月1日現在、町に住民登録をしている方



◆問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎ 1257

児童医療費の手続きはお済みですか？

小学生の医療費助成制度を受けるには

事前に資格登録が必要ですよ

制度の概要

町内に住所がある小学生（特別支援学校の小学部の児童を含む）で、健康保険（社保・国保・共済組合等）に加入している児童が病气やけがで医療機関に受診したときに、保険診療の一部負担金を助成する制度です。
受給券は交付しないため、事前に資格登録申請をしてください。

診療の後、助成申請書に医療機関に支払った領収書を添えて福祉課に申請してください。

※高額療養費等の付加給付が受けられる場合は、その金額を差し引きます。
※学校の災害共済の給付が受けられる場合は、申請できません。

資格登録申請

○申請に必要なもの

児童の保険証、保護者名義の通帳（郵便局は除く）、印鑑、申請書

○申請場所

福祉課社会福祉班
※申請書は、町ホームページからも利用できます。

※4月から小学校等に入学された方には、資格登録申請書を郵送してありますので、早めに申請してください。



◆問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎ 1257

国民年金の

学生納付特例制度

所得がなく保険料を納めることが困難な20歳以上の

学生の方については、学生納付特例制度という保険料の納付が猶予される制度を利用できます。住民課国保年金班で申請してください。

この特例を受けると、学生納付特例期間中に行けがや病気で不慮の事態が発生した場合、満額の障害年金が支給されます。また、この特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。

学生納付特例期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。追納された場合は、老齢基礎年金に反映されますので、卒業したら必ず追納しましょう。

また、社会保険庁ホームページに詳しい内容が掲載されていますので、ご覧ください。

◎社会保険庁ホームページ
http://www.sia.go.jp/

◆問い合わせ

千葉社会保険事務所
☎ 043(242)6327
住民課国保年金班
☎ 1214